

<日本麻酔科学会が提案する「周術期特定行為研修」について>

日本麻酔科学会 理事長 稲田英一  
周術期特定行為群研修企画部会 部会長 齋藤 繁

現在、日本麻酔科学会では「周術期特定行為研修」プログラムの作成を開始しています。これまでの経緯と今後の予定について概要を説明させていただきます。

2018年8月、厚生労働省医政局医事課・看護課から、特定行為研修制度の創設当時、厚労省と麻酔科学会で相談・調整を行っていた経緯を踏まえ、特定行為研修制度の創設5年後の見直しについて説明がありました。その際、「現行の『特定行為に係る看護師の研修制度』を一部改変し、複数区分の研修を臨床現場の実情に合わせてセットで研修できるようにする予定である。」という情報が寄せられました。その意図として以下の点があげられました。

- 1) 特定行為研修制度はチーム医療の推進のために創設されていることから、「医師の働き方改革」の中で求められているタスクシフティングにも本制度が効果を発揮できるように改変したい。
- 2) 現行の制度では研修項目が個別的で、病院の臨床現場で需要の高い項目を効率的に研修できるようになっていない。パッケージ化してより短期間の研修で修了できるようにしたい。
- 3) 研修修了者が非常に限られており、現場での活動も拡大していないので、学会等から現場の需要に対応した研修プランを作成したい。

今回の改定は、既に設定されている特定行為群のいくつかを、臨床現場の実情にあわせてセットで研修することを可能にするものです。従って、新たな項目を追加するものでも、新たな資格を創設するものでもありません。

<これまでの経緯と今後の予定>

・2018年8月24日：厚生労働省担当官が本学会理事会メンバーに対して経緯説明を行いました。引き続き開催された理事会において、他団体等において周術期関連の提案がなされることを傍観する展開としないためにも、本学会が主導するプランを提案すべきであると合意されました。

・2018年9月3日：「医師の働き方改革に関する検討会」において、稲田理事長が医療安全確保と医師の働き方改革に資する特定行為群研修の必要性について要望を行いました。なお、この会では日本外科学会から術後処置に関する特定行為群研修の

提案も行われました。

・2018年9月18日：本案件の具体的なプランニングを行う「周術期特定行為群研修企画部会(仮)」が設置されました。

・2018年9月28日：医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会(以降、「特定行為部会」という。)において、医師の働き方改革検討会に提出された麻酔科学会の要望書が紹介され、術中麻酔管理領域において特定行為研修のパッケージ化を行うことが合意された。

・2018年10月21日：第一回企画部会が開催され研修計画作成の方針が討議されました。

・2018年11月2日：第二回企画部会が開催され、具体的な研修項目と研修時間に関する厚生労働省への提案内容が決定されました。

・2018年12月6日：特定行為部会において本会と相談の上で厚労省が作成したパッケージ化案が提案された。

・2018年12月14日：「特定行為研修の研修内容等に関する意見書」(部会のとりまとめ)が公表された。(術中麻酔管理領域において、実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能とする)

・麻酔科学会において、2018年12月より研修コースの詳細作成作業ならびに手順書セットの作成が行われています。

#### 今後の予定

・2019年3月以降：セット化された特定行為研修を可能とするため、省令が一部改正される予定です。

・2019年度後半：省令改正に対応した特定行為群研修プログラムの申請受付が開始される予定です。

・2020年度～：新たなプログラムに沿った研修が実施可能となる予定です。

・2020年度以降：研修修了者の臨床現場での活動が開始される予定です。

#### <学会としてのプログラム作成上の方針>

企画部会では以下の方針に沿ってプログラムを作成しています。

1：新制度による認定者養成が麻酔科医の働き方改革につながるプランとする。

2：麻酔科医の業務のなかの定型化した事項(例：病歴や術前検査値のチェック、定型的な麻酔法や合併症の説明、術後の痛みスコアリングや悪心発生の有無のチェックなど)を研修修了者にタスクシフティングすることで、業務の効率化を図る。

(制度に従った術中麻酔管理領域のパッケージ研修に加えて、学会として定型化業務等を行うために必要な研修を付加する)

3：遅滞なく麻酔科専門医の直接的指示が提供される環境下で、麻酔科医の周術期管理業務を補佐するメンバーを養成する。

4：安全管理上エラーが起きやすい環境を改善するためのダブルチェック要員を養成する。

5：周術期は患者の病態が複数の要因によって変化しやすいことから、手順書による包括的な指示は各対応の初期段階のみとし、その後は基本的に直接的指示を要するフローとする。

6：本学会認定の周術期管理チーム看護師では相当の受講単位の「読み替え」ができるようにする。それにより、今回の特定行為群研修が現存の周術期管理チーム認定者にとってステップアップ研修として位置づけられるようにする。

7：本研修修了者の活動拡大が、政府の推進する「医師の働き方改革」に資することをアピールし、周術期管理チームあるいは周術期管理センターの活動が診療報酬上評価を受けられるよう要望する。

8：積極的な広報活動で研修希望者を募り、研修修了者の活動による臨床現場での効果を検証する。

#### <各施設の対応と協力のお願ひ>

企画部会では今後の作業の進展を随時会員にお知らせします。次年度早々には、研修プログラム案（時間・単位配分表、手順書、他の資格認定者に対する単位読み替え例など）を作成し希望する学会認定医療機関等に資料として提供する予定です。特定行為群研修の申請受付が開始された折には、研修実施を希望する医療機関は、本学会が作成した研修プログラム例を入手し必要事項を追記した上で厚生労働省（申請書の提出先は厚生局）に申請することになります。

なお、学会が提供するプログラムや単位表などを改変して医療機関独自のものとして申請することも可能です。（この場合も厚労省が定める特定行為研修の基準（法律、省令、通知）を満たしている必要があります。）また、特定行為研修を修了した看護師が研修した全ての項目を現場で実施する必要はありません。医療機関内の配属部署ごとに現場のニーズに即した項目のみを選択し、実施、運用することができます。

#### 参考：「特定行為とは」

看護師による特定行為とは、診療の補助であり、医療機関が作成し、厚生労働省が定める基準を満たした手順書（いわゆる包括的な指示書）に従えば、所定の研修を修了した看護師が医師の直接的な指示がなくても当該行為を実施できるというものです。手順書に書かれた病状の範囲内であれば、看護師の判断で診療の補助行為を実施できるため、必要な時にタイムリーに患者に医療を提供することができます。

研修計画は基本的には特定行為研修の基準に従って養成を希望する個々の医療機関等が作成し、厚生労働省から承認を受けることになっていますが、現在もいくつかの病院団体等が基本パターンや教材を作成し、希望する病院に素材として資料提

供しています。また、客観的に質の担保された研修制度での教育プログラム修了者は既習の項目に関して受講単位の「読み替え」を行なってよいことになっており、日本看護協会認定看護師、看護系大学院修士課程修了者等は受講時間の短縮が可能となっています。